

## 託送供給等約款の変更認可申請の審査について

### (趣旨)

12月6日付けで経済産業大臣から本委員会に意見の求めがあった、各一般送配電事業者による託送供給等約款の変更認可申請については、当該申請の内容が法律・省令等を踏まえたものになっているかについての検証を行うため、12月8日の第479回電力・ガス取引監視等委員会において、①発電側及び需要側への費用配賦、②発電側課金単価等の設定、③費用配賦を踏まえた需要側託送料金のレートメイク（料金メニュー及び料金単価設定）についてはまずは料金制度専門会合にて審査を行い、④その他の変更内容については料金制度専門会合にも報告を行いつつ本委員会にて審査を行うこととされたところ。

①～③に関しては、12月20日の第51回料金制度専門会合において、沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という。）の申請書類の不備に係る指摘がなされたところ、本件審査の過程における当委員会の意見として、沖縄電力において申請書類の補正を行うことが適切である旨、経済産業大臣に回答することについて御審議いただく。また、④に関しては、本日の委員会において御審議いただく。

### 1. 経緯

各一般送配電事業者から経済産業大臣宛てに変更承認申請（期中調整申請）がなされた、第一規制期間（2023～2027年度）の収入の見通しについては、本委員会及び料金制度専門会合における厳格な審査を踏まえ、11月15日に本委員会から経済産業大臣に回答を行い、11月24日付けで経済産業大臣により承認がなされた。

また、送配電設備の維持・拡充に必要な費用の一部を発電事業者にも負担を求める観点から、2024年度に発電側課金が導入される予定であり、導入後は、系統増強費用の一部を発電事業者が負担し、当該費用を発電事業者から小売電気事業者への売電費用に上乗せすることとなる。

今般、収入の見通しの変更が承認されたこと、発電側課金導入に向けて発電側課金単価の設定及び需要側託送料金単価の見直しが必要であることを踏まえ、各一般送配電事業者から12月1日及び同5日付けで経済産業大臣宛てに電気事業法第十八条第一項に基づく託送供給等約款の変更認可申請がなされ、同第六十六条の十一第一項第五号に基づき、同6日付けで経済産業大臣から【別添4：託送供給等約款の変更の認可に係る意見聴取について】のとおり、本委員会に意見の求めがあった。

### 【各一般送配電事業者の託送供給等約款の変更認可申請の理由・概要】

- ① 料金算定の基礎となる収入の見通しに変更となったことを踏まえ、費用配賦を実施
- ② 2024年度から発電側課金が導入されることを踏まえ、発電側課金の課金単価、割引単価及び割引エリア等を設定
- ③ 需要側託送料金についてレートメイク（料金メニュー及び料金単価設定）を実施
- ④ 制限中止割引等の一般規程を変更

これを踏まえ、12月8日の第479回電力・ガス取引監視等委員会において、①発電側及び需要側への費用配賦、②発電側課金単価等の設定、③費用配賦を踏まえた需要側託送料金のレートメーク（料金メニュー及び料金単価設定）についてはまずは料金制度専門会合にて審査を行い、④その他の変更内容については料金制度専門会合にも報告を行いつつ\*本委員会にて審査を行うこととされたところ。

※④については、12月20日の第51回料金制度専門会合において事務局より報告を行った。

## 2. 料金制度専門会合における確認結果

12月20日の第51回料金制度専門会合において、各一般送配電事業者から経済産業大臣宛てに変更認可申請がなされた託送供給等約款の申請書類の確認を行ったところ、沖縄電力の申請書類において、以下の不備が発見された。

### 【沖縄電力の申請書類の不備内容】

(※具体的な不備の箇所は、【別添1：第51回料金制度専門会合 資料3（抜粋）】参照)

- (a) 約款別表に記載の割引対象変電所等について、割引対象基準に用いることとなっていない配電塔・変電塔が含まれている
- (b) 様式第6に記載の低圧需要及び合計の「口数」の値について、本来と異なる数字が記入されている
- (c) 様式第8に記載の「販売電力量又は発電受電等量」の値について、本来と異なる数字が記入されている

同専門会合においては、上記3箇所の不備は、いずれも託送料金の算定プロセスに影響を及ぼす可能性があることから、沖縄電力の変更認可申請に係る書類の審査を実施するにあたっては、まずは沖縄電力において、不備解消のため申請書類の補正を行っていただく必要があること、及び発電側課金の導入スケジュールに鑑み、本件については電力・ガス取引監視等委員会に速やかに報告し、大臣への意見回答について検討・審議いただくことが望ましいことと整理された。これを踏まえ、本件審査の過程における当委員会の意見として、沖縄電力において申請書類の補正を行うよう大臣に回答し、不備を指摘した箇所以外については審査を進めることとしてはどうか。

## 3. 一般規定の変更内容等の審査

一般規定の変更内容については、本委員会において審査を行うこととしたところ、本日御審議いただく。(※各変更内容の詳細及び事務局における審査結果は、【別添2：一般規定の変更内容等について】参照)

### 【一般規定の変更内容（概要）】

- (1) 発電側課金の導入に係る規定の追加
- (2) 需要側託送料金における制限・中止時の割引の廃止（2024年度末）
- (3) 一次調整力の機能のみを提供する電源の取り扱い（沖縄電力を除く）
- (4) 需要計画、発電計画、需要抑制計画等各種計画に係る「翌々日計画」の追加
- (5) 系統連系技術要件（約款別冊）の変更

71 (6) 損失率の定期変更(中国電力NW、沖縄電力)

72  
73 いずれの変更内容についても、電気事業法第十八条第三項各号に照らし、適合していると認め  
74 られるのではないか。

75 加えて、各一般送配電事業者の託送供給等約款に記載されている、接続検討の検討料及び工事  
76 費負担金の負担方法が適正かつ明確に定められているかについても検証を行ったところ、いずれ  
77 についても問題ないと考えられるのではないか。

#### 78 79 4. 今後の見通し

80 各一般送配電事業者から経済産業大臣宛てに変更認可申請がなされた託送供給等約款のうち、  
81 沖縄電力における申請書類の不備に関しては、補正を行うことが適切である旨、【別添3：託送供  
82 給等約款の変更の認可に係る意見聴取について(一次回答)】のとおり、経済産業大臣に回答す  
83 る。その後、沖縄電力から経済産業大臣宛てに補正申請がなされ、大臣から本委員会に対して意  
84 見の求めがあった場合には、本委員会において補正の内容を確認した上で、料金制度専門会合に  
85 報告を行い、同専門会合において審査を進める。

86 また、一般規定の変更内容については、本日の審査結果を料金制度専門会合に報告を行う。

87 その後、料金制度専門会合より、①～③の審査結果に係る報告がなされた場合には、本委員会  
88 において審査を実施いただき、大臣への意見回答について御審議いただく。

89

91 （託送供給等に係る収入の見通し）

92 第十七条の二 一般送配電事業者は、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定める  
93 ところにより、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給（次項、次条第一項及び第  
94 十八条において「託送供給等」という。）の業務に係る料金の算定の基礎とするため、その業務  
95 を能率的かつ適正に運営するために通常必要と見込まれる収入（以下この条から第十八条まで  
96 において「収入の見通し」という。）を算定し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

97 2 経済産業大臣は、一般送配電事業者による収入の見通しの適確な算定に資するため、託送供  
98 給等の業務に係る適正な原価及び物価その他の社会的経済的事情を勘案し、必要な指針を定  
99 め、これを公表するものとする。

100 3 経済産業大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る収入の見通し  
101 が前項の指針に照らして適切なものであると認めるときは、その承認をするものとする。

102 4 一般送配電事業者は、第一項の経済産業省令で定める期間中において、同項の承認を受けた  
103 収入の見通しを変更しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

104 5 経済産業大臣は、前項の変更の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る収入の見  
105 通しが次に掲げる基準に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

106 一 変更の目的が次のいずれかに該当するものであること。

107 イ 需要の変動その他の一般送配電事業者がその事業の遂行上予見し難い事由として経済産  
108 業省令で定めるものに対応するためのものであること。

109 ロ 他の法律の規定により支払うべき費用の額の変動に対応する場合（当該費用の額の増加  
110 に対応する場合にあつては、一般送配電事業を行うに当たり当該費用を節減することが著  
111 しく困難な場合に限る。）として経済産業省令で定める場合に該当するものであること。

112 二 変更の内容が第二項の指針に照らして適切なものであること。

113 6 一般送配電事業者は、第一項の承認若しくは第四項の変更の承認を受け、又は次条第三項の  
114 規定による変更の通知を受けたときは、経済産業省令で定めるところにより、その収入の見通  
115 しを公表しなければならない。

116 （託送供給等約款）

117 第十八条 一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件  
118 （以下この款において単に「供給条件」という。）について、経済産業省令で定める期間ごと  
119 に、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受け  
120 なければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする。

121 2 一般送配電事業者は、前項の認可を受けた託送供給等約款（第五項若しくは第八項の規定に  
122 による変更の届出があつたとき、又は次条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後  
123 のもの）以外の供給条件により託送供給等を行つてはならない。ただし、その託送供給等約款  
124 により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた供給条件（同項の規  
125 定による変更があつたときは、その変更後のもの）により託送供給等を行うときは、この限り  
126 でない。

127 3 経済産業大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるとき  
128 は、同項の認可をしなければならない。

129 一 料金が第十七条の二第一項の承認を受けた収入の見通しを超えない額の収入をその算定の  
130 基礎とするものであること。

131 二 第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受  
132 けることを著しく困難にするおそれがないこと。

133 三 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

134 四 一般送配電事業者及び第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受け  
135 る者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確  
136 に定められていること。

137 五 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

138 六 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

139 4～11 (略)

140 12 一般送配電事業者は、第一項の規定により託送供給等約款の認可を受け、第五項若しくは  
141 第八項の規定により託送供給等約款の変更の届出をし、又は次条第三項の規定による託送供給  
142 等約款の変更の通知を受けたときは、経済産業省令で定めるところにより、その託送供給等約  
143 款を公表しなければならない。

144 (委員会の意見の聴取)

145 第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かな  
146 なければならない。

147 一～四 (略)

148 五 第十条第一項若しくは第二項 (これらの規定を第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十  
149 三において準用する場合を含む。)、第十四条第二項 (第二十七条の十二及び第二十七条の十二  
150 の十三において準用する場合を含む。)、第十八条第一項若しくは第二項ただし書、第二十二條  
151 の二第一項ただし書 (第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。)、第二十七条の  
152 十一の二第一項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項、第二十八条  
153 の四十六第一項、第二十八条の五十、第二十八条の五十三第一項若しくは第六項、第九十九条  
154 第一項又は第九十九条の七第一項の認可をしようとするとき。

155 六～十六 (略)

156 2 (略)

157

# 託送供給等約款の変更認可申請について

第51回 料金制度専門会合  
事務局提出資料

2023年12月20日



## 5. 各一般送配電事業者の申請内容

### ③ 沖縄電力の申請内容について（概要）

- 今回意見聴取がなされた内容のうち、沖縄電力の変更認可申請に係る書類を精査したところ、以下の不備が発見された。
  - (a) 約款別表に記載の割引対象変電所等について、割引対象基準に用いることとなっていない配電塔・変電塔が含まれている
  - (b) 様式第6に記載の低圧需要及び合計の「口数」の値について、本来と異なる数字が記入されている
  - (c) 様式第8に記載の「販売電力量又は発受電等量」の値について、本来と異なる数字が記入されている
- 上記の不備は、いずれも託送料金の算定プロセスに影響を及ぼす可能性があることから、沖縄電力の変更認可申請に係る書類の審査を実施するにあたっては、まずは沖縄電力において、不備解消のため申請書類の補正を行っていただく必要があるのではないか。また、発電側課金の導入スケジュールに鑑み、本件については電力・ガス取引監視等委員会に速やかに報告し、意見回答について検討・審議いただくことが望ましいのではないか。

## 5. 各一般送配電事業者の申請内容

### ③ 沖縄電力の申請内容について（不備の詳細：a）

- 託送供給等約款別表の「2 系統設備効率化割引の対象変電所等」について、割引対象基準に用いることとなっていない配電塔・変電塔が含まれていた。

割引区分	割引対象変電所等
A-1	友寄変電所, 西那覇変電所, 北那覇変電所, 牧港第一変電所
A-2	西原変電所
A-3	—
B-1	友寄変電所, 高安変電所, 小禄変電所, 那覇変電所, 東町変電所, 壺川変電所, 松尾変電所, 古波蔵変電所, 真玉橋変電所, 上間変電所, 与那原変電所, 繁多川変電所, 牧志変電所, 久茂地変電所, 西那覇変電所, 泊変電所, 曙変電所, 勢理客変電所, 宮城変電所, 城間変電所, 北那覇変電所, 安室変電所, 小那覇変電所, 前田変電所, 南上原変電所, 安谷屋変電所, 渡口変電所, 瑞慶覧変電所, 桑江変電所, 北谷変電所, 島袋変電所, 中の町変電所, 高原変電所, 知花変電所, 天願変電所, 座喜味変電所, 伊良皆第一変電所, 屋良変電所, 伊波変電所, 新金武変電所, 新名護変電所, 伊平変電所
B-2	糸満変電所, 阿波根変電所, 与根変電所, 南風原変電所, 大名変電所, 浦添変電所, 牧港第一変電所, 大山変電所, 普天間変電所, 美里変電所, 中城湾変電所, 喜仲変電所, 与勝変電所, 仲石変電所, 石川変電所, 富着変電所, 恩納変電所, 安富祖変電所, 喜瀬変電所, 名護変電所, <u>久松配電塔</u> , <u>石垣配電塔</u> , <u>登野城配電塔</u> , <u>名蔵配電塔</u> , <u>石垣第二発電所</u> , <u>竹富配電塔</u> , <u>小浜配電塔</u> , 西表東変電所, <u>上原配電塔</u> , <u>伊原間変電塔</u>

割引区分「B-2」に記載の配電塔及び変電塔（計8箇所）は、**割引対象外**とされている。  
 ～久松配電塔、石垣配電塔、登野城配電塔、名蔵配電塔、竹富配電塔、小浜配電塔、上原配電塔、伊原間変電塔  
 ※配電塔・変電塔は、電力需要の少ない地域に設置される小規模な変電所。

# 5. 各一般送配電事業者の申請内容

## ③ 沖縄電力の申請内容について（不備の詳細：b）

- 様式第6における低圧需要及び合計の「口数」の値について、本来（口数等の諸元は不変の前提で申請がなされている）と異なる値が記入されている。

現行の約款内容

様式第6（第12条関係）

送配電関連需要明細表

	最大電力 (10 <sup>3</sup> kW)	延契約電力 (10 <sup>3</sup> kW)	尖頭時責任電力 (10 <sup>3</sup> kW)		発受電量 (10 <sup>3</sup> kWh)	口数 (口)	販売電力量 (10 <sup>3</sup> kWh)
			夏期	冬期			
特別高圧需要	227	-	223	141	1,472,354	1,368	1,462,048
高圧需要	700	58,044	678	315	3,010,512	83,999	2,935,250
低圧需要	833	220,639	681	599	3,867,448	12,332,382	3,631,532
合計	1,760	278,683	1,582	1,055	8,350,314	12,417,749	8,028,830

(注) 上記はいずれも原価算定期間における各年度の平均値。なお、販売電力量について、原価算定期間の合計値は、特別高圧需要 7,310,238 kWh、高圧需要 14,676,248 kWh、低圧需要 18,157,665 kWh。

変更認可申請内容

様式第6（第12条関係）

送配電関連需要明細表

	最大電力 (10 <sup>3</sup> kW)	延契約電力 (10 <sup>3</sup> kW)	尖頭時責任電力 (10 <sup>3</sup> kW)		発受電等量 (10 <sup>3</sup> kWh)	口数 (口)	販売電力量 (10 <sup>3</sup> kWh)
			夏期	冬期			
特別高圧需要	227	-	223	141	1,472,354	1,368	1,462,048
高圧需要	700	11,609	678	315	3,010,512	83,999	2,935,250
低圧需要	833	44,128	681	599	3,867,448	12,332,328	3,631,532
合計	1,760	55,737	1,582	1,055	8,350,314	12,417,695	8,028,830

(注) 上記はいずれも原価算定期間における各年度の平均値。なお、販売電力量について、原価算定期間の合計値は、特別高圧需要 7,310,238 kWh、高圧需要 14,676,248 kWh、低圧需要 18,157,665 kWh。

低圧需要口数の下2桁の数字が逆転

# 5. 各一般送配電事業者の申請内容

## ③ 沖縄電力の申請内容について（不備の詳細：c）

- 様式第8における「販売電力量又は発受電等量」の値について、単位の設定相違により、本来の1,000倍の値が記入されている。

現行の約款内容

様式第8（第25条関連）

送配電関連需要種別原価等と料金収入の比較表

単位：10の3乗kWh

（単位：千円）

需 要 種 別	固定費	可変費	需要家費	合計	販売電力量 (10 <sup>3</sup> kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収 入
特 別 高 圧 需 要	10,828,586	19,844,813	106,230	30,779,629	7,310,238	4.210	30,790,576
高 圧 需 要	57,492,101	40,615,067	709,087	98,816,255	14,676,248	6.733	98,793,309
低 圧 需 要	121,160,271	51,978,235	42,598,771	215,737,277	18,157,665	11.881	215,676,248

（記載注意）

様式第3の注1及び2と同様とすること。

変更認可申請内容

様式第8（第25条関連）

送配電関連需要種別原価等と需要側託送供給料金収入の比較表  
及び発電側送配電関連原価等と発電側託送供給料金収入の比較表

単位：10の6乗kWh

（単位：千円）

需 要 種 別 等	固定費	可変費	需要家費	合計	販売電力量又は発受 電等量 (10 <sup>6</sup> kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収 入	
需 要 側	特 別 高 圧 需 要	9,404,768	19,767,919	106,554	29,279,241	7,310,238	4.005	29,320,921
	高 圧 需 要	53,583,951	40,457,831	711,256	94,753,038	14,676,248	6.456	94,647,679
	低 圧 需 要	116,128,344	51,775,692	42,729,012	210,633,048	18,157,665	11.600	210,583,591
発 電 側	11,663,474			11,663,474	26,990,101	0.432	11,768,838	

（記載注意）

様式第3の注1及び2と同様とすること。

（注）上記の三需要種別ごとの単価は、いずれも2023年度から2027年度の送配電関連需要種別原価等と販売電力量をもとに算定している。

なお、2024年度から2027年度の送配電関連需要種別原価等と販売電力量をもとに算定した三需要種別ごとの単価は、特別高圧需要分が3.954円/kWh、

高圧需要分が6.387円/kWh、低圧需要分が11.530円/kWh。

# 一般規定の変更内容等について

# **1. 一般規定の変更内容**

- (1) 発電側課金の導入に係る規定の追加**
- (2) 需要側託送料金における制限・中止時の割引の廃止**
- (3) 一次調整力の機能のみを提供する電源の取り扱い**
- (4) 需要計画、発電計画、需要抑制計画等各種計画に係る  
「翌々日計画」の追加**
- (5) 系統連系技術要件（約款別冊）の変更**
- (6) 損失率の定期変更**

# **2. 接続検討の検討料、工事費負担金の費用負担**

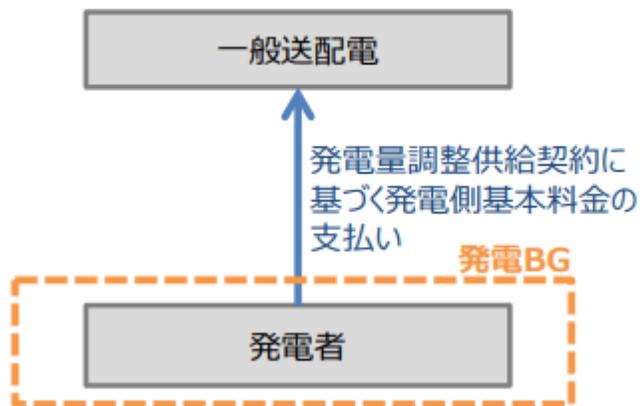
## (1) 発電側課金の導入に係る規定の追加

### ① 発電側課金の支払い

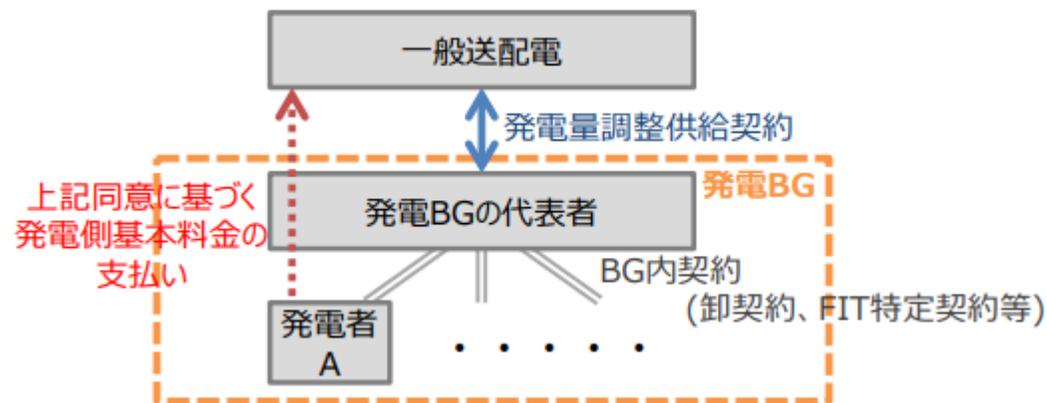
- 発電側課金の一般送配電事業者への支払いに関して、以下を規定。
  - 発電者と発電契約者が同一の者でない場合は、発電契約者が一般送配電事業者を代理して発電者から発電側課金相当額を回収し、一般送配電事業者に対して支払う。
  - 発電者と発電契約者が同一の場合は、直接、一般送配電事業者に対して発電側課金を支払う。

第44回制度設計専門会合  
(2021年12月) 資料6

一般送配電が発電者と直接契約する場合



一般送配電が発電BGの代表者と契約する場合



## (1) 発電側課金の導入に係る規定の追加

### ② 発電側課金が支払われない時の対応

- 料金が支払い期日を経過してもなお支払われない場合や、発電契約者と一般送配電事業者が、発電者の料金等の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で、期日を経過しても、発電者から支払いがなされていない時、一般送配電事業者は系統連系受電契約（発電側課金に関する契約）を解約することを規定。また、系統連系受電契約を解約した場合には、当該発電場所に係る発電量調整供給契約は変更され、または消滅することを規定。

発電側課金の導入について 中間とりまとめ  
概要  
(2023年4月)

- 一般送配電事業者と発電量調整供給契約を直接締結している発電者の場合、支払期日（支払義務発生日の翌日から起算して30日目）までに支払われない際には、一般送配電事業者が発電者に対して、発電量調整供給契約を解約する旨を通知し、それでもなお支払われない際には、一般送配電事業者は、当該発電者との発電量調整供給契約を解約する。
- 発電BGに属して直接には発電量調整供給契約を締結していない発電者の場合、支払期日（支払義務発生日の翌日から起算して30日目）までに支払われない際には、一般送配電事業者が発電者に対して、発電BGから除外する旨を通知し（発電BG代表者に対して、上記通知内容を共有）、それでもなお支払われない際には、発電BGの代表者は、当該発電者を発電BGから除外する。

## (1) 発電側課金の導入に係る規定の追加

### ③ 送配電設備都合で逆潮できない場合の取扱い

- 緊急時の作業停止や設備故障時における出力制御など、送配電設備起因かつ出力制御の予見性がない場合において割引（発電側課金における制限・中止割引）を設定。
- 発電側課金における具体的な割引水準・内容としては、現行の需要側託送料金と同じ水準・内容とする。

第45回制度設計専門会合  
(2020年2月) 資料5

- 第43回専門会合では、割引対象となる場合として、緊急時の作業停止や設備故障時における出力制御など、「送配電設備起因かつ出力制御の予見性がない場合」を提示していた。＊  
＊ 需給要因による出力制御や調整力契約に基づく出力制御は、需給バランスに起因するものであるため上記整理に該当せず、割引対象とはならない。
- 送配電設備起因による場合とは、設備故障時やメンテナンス等のための作業停止時に加え、系統容量に空きがない場合が考えられる。また、出力制御の予見性がない場合とは、出力制御(給電指令)のタイミングと抑制量について確たる予見性がない場合が考えられるが、具体的には以下のように整理してはどうか。
  - ① 広域機関ルールに定められた調整手続きを経た年間計画及び月間計画に基づく作業停止など、予め出力制御のタイミングと抑制量について一定の予見性がある場合は、直前にその計画等が変更されて出力制御のタイミングや抑制量が変わったとしても、割引対象とはしない
  - ② 設備故障や事故停止など、時間的余裕なく直ちに行われる出力制御(N-1電制による制御を含む)、設備故障や事故停止など緊急時対応後に行われる作業停止については、出力制御の確たる予見性がないことから、割引対象とする

＊ (需要側) 託送料金の制限・中止割引に関しては2024年度末をもって廃止することとしており、発電側課金における同割引の扱いに関しては、今後、論点になり得る。

# (1) 発電側課金の導入に係る規定の追加

## ④ 契約超過金

- 発電者が最大受電電力※を超えて発電または放電した場合には、一般送配電事業者は、超過電力にkW課金単価を乗じて得た金額の1.5倍に相当する額を契約超過金として請求することを規定。

※ 発電者の電気設備と一般送配電事業者の供給設備との接続点における最大電力（kW）で、発電契約者または発電者と一般送配電事業者との協議により発電場所ごとにあらかじめ定めた値。

第43回制度設計専門会合  
(2019年11月) 資料 4

- 前回の専門会合では、発電側基本料金の課金対象kWの算定について、以下の内容を提示した。
  - ① 系統側への逆潮kWとして、最大受電電力(kW)を用いること
  - ② 最大受電電力を超過して逆潮した場合は契約超過金を設けること
  - ③ 契約超過金の水準は、需要側の託送料金の基本料金の扱いと同様に、超過した月の超過分kWに発電側基本料金の単価を乗じて得た金額の1.5倍に相当する額とすること
- 上記のうち契約超過金については、契約上の最大受電電力を超過した逆潮そのものを抑止する観点から、契約上の最大受電電力を超過したkW分について求めることも考えられる【ケース1】。
- しかし、発電側基本料金の課金対象kWは、需要側の託送契約kWを上回る発電側の逆潮kW分であることから、**発電側基本料金の契約超過金としては、最大受電電力kW又は需要側の託送契約kWのうち、いずれか大きい方を超過したkW分について求めることとしてはどうか【ケース2】。**
- なお、契約上の最大受電電力を超過して逆潮した場合は、超過した理由を確認の上、契約上の最大受電電力kWを見直すかどうかについて検討・協議することになると考えられる。

【ケース1】契約上の最大受電電力kWの超過分について契約超過金を設ける

最大受電電力 (契約値)	実際の 逆潮kW	需要側の 託送契約kW	契約超過金の 対象となるkW
90kW	< 95kW	50kW	5kW (=95-90)
90kW	< 95kW	100kW	5kW (=95-90)
90kW	< 105kW	100kW	15kW (=105-90)

【ケース2】最大受電電力kW又は需要側の託送契約kWのうち、  
いずれか大きい方を超過した分について契約超過金を設ける

最大受電電力 (契約値)	実際の 逆潮kW	需要側の 託送契約kW	契約超過金の 対象となるkW
90kW	< 95kW	50kW	5kW (=95-90)
90kW	95kW	< 100kW	0
90kW	105kW	> 100kW	5kW (=105-100)

## (1) 発電側課金の導入に係る規定の追加

### ⑤ 発電しない月の扱い

- 不使用月については、発電側課金（kW課金）を半額とすることを規定。不使用月の判定は逆潮実績の有無で判断する。

第42回制度設計専門会合  
(2019年10月) 資料7 (赤枠追記)

- 送配電WG中間とりまとめにおいては、「発電側基本料金の課金方法の詳細については、需要側の託送料金における基本料金の扱いと同様とすることを基本とする」としていたところ。
- 上記考え方を踏まえ、料金適用開始時期、支払期日等については、以下のとおりとしてはどうか。

#### 発電側基本料金の契約条件(案)

##### ① 契約始期、料金適用開始時期

- 契約申込の承諾日(系統連系承諾日)を契約開始日、契約に基づく逆潮の開始日(系統連系開始日)を料金適用開始日とする。  
※ 需要側の託送料金における基本料金の扱いと同じ

##### ② 料金算定期間、支払義務発生日、支払期日

- 料金算定期間は前月計量日から当月計量日の前日まで、支払義務発生日は計量日、支払期日は支払義務発生日(計量日)の翌日から起算して30日目とする。  
※ 需要側の託送料金における基本料金の扱いと同じ

##### ③ 契約変更時の料金算定方法

- 月の途中で契約電力等が変更される場合には、日割計算の上、それぞれの契約電力等に準拠した基本料金を適用する。  
※ 需要側の託送料金における基本料金の扱いと同じ

##### ④ 不使用月の取扱

- 不使用月については発電側基本料金を半額とする。不使用月の判定は逆潮実績の有無で判断する。  
※ 需要側の託送料金における基本料金の扱いと同じ

## (2) 需要側託送料金における制限・中止時の割引の廃止 (2024年度末)

### ① 制限・中止時の割引に係る変更内容とその理由

- 自然災害に伴う送配電設備の故障や設備保全工事等による停電など、一般送配電事業者が需要家の電気の使用を制限または中止した場合は、(需要側) 託送料金の基本料金の割引を行っているが、**2024年度末をもって当該割引を廃止**することを規定。
  - ※ 割引率：低圧及び高圧500kW未満は延べ日数1日ごとに4%、  
高圧500kW以上及び特別高圧は延べ時間1時間ごとに0.2%
- 各一般送配電事業者によると、当該割引を廃止する理由は、割引対象有無に関わらず全ての需要家に対して割引原資を還元できることに加え、当該制限または中止が託送供給等約款に定めた割引対象であるかの判定業務や割引の算定業務の縮減等の**業務効率化に繋がり、託送料金の低減に寄与**するためとのことであった。

## (2) 需要側託送料金における制限・中止時の割引の廃止 (2024年度末)

### ② 経過措置終了後の制限・中止時の割引業務

- 一般送配電事業者が2024年度末までの経過措置終了後に想定している業務は以下のとおりであり、一部のエリアにおいては、小売電気事業者の当該割引（以下、「制割」という）が継続されることが想定されるため、制割の実績提供のための判定業務等は残るが、いずれの事業者とも業務の効率化が図られるものとしている。

- ① みなし小売電気事業者の特定小売供給約款に制割の規定がないエリア (※) については、経過措置期間中に他の小売電気事業者も制割を廃止することは可能であることから、**制割廃止と共に制割の実績提供も廃止**する（契約変更が間に合っていない小売電気事業者が存在し、申し出を受けた場合には個別対応を実施）。

※ 1. 本年5月に認可を受けた特定小売供給約款の実施に伴い、北海道電力、東京電力EP及び中国電力が制割を廃止。また、北陸電力も制割の要件を「一般送配電事業者が、託送供給約款等にもとづく接続供給において、・・・料金の割引を行うときには」としており、一般送配電事業者による制割廃止により事実上制割が廃止されることになる。

- ② 特定小売供給約款に制割の規定があるエリアにおいては、制割を廃止しても当該エリアの特定小売顧客に対する制割の実績提供は継続する。また、差別的取扱い禁止の観点から、同エリア内における他の小売電気事業者の低圧顧客に対する制割の実績提供も継続する。

- ③ 特定小売供給約款における制割の規定の有無にかかわらず、制割廃止と共に全てのエリアにおいて高圧・特別高圧の顧客に対する制割の実績提供も廃止する。

※ 2. 沖縄電力の特定小売供給約款は高圧も対象であるため、特別高圧のみ制割の実績提供を廃止する。  
3. なお、一般送配電事業者によれば、災害救助法が適用された地域において、基本料金の免除や料金の支払い期日の延長等を実施する託送供給等約款特例認可申請は、今後も適宜申請していく予定としている。

### (3) 一次調整力の機能のみを提供する電源の取り扱い（沖縄電力を除く）

- 需給調整市場で2024年度から取引が開始される一次調整力について、電力広域的運営推進機関の第26回需給調整市場検討小委員会（2021年11月2日開催）において、単一調整力として落札した場合には、**需給調整市場に関する契約によるkWh精算は行わず、託送契約におけるインバランスに包含して精算することが整理**され、**需給調整市場の取引規程**において、一次調整力を単一商品として約定した場合には、託送供給等約款の調整電源または調整負荷として扱わない旨が規定されたことに伴い、**一次調整力を単一調整力として落札した場合については、託送供給等約款上の調整電源または調整負荷として扱わない旨を追加。**

一次における $\Delta$ kWhおよびkWhの精算について

電力広域的運営推進機関  
第26回需給調整市場検討小委員会  
(2021年11月) 参考資料1-2抜粋

- 一次における $\Delta$ kWhの精算については、三次①、②と同様に落札ブロックを対象に精算する。
- 一次におけるkWhの精算については、一次が自端制御であり、落札した全てのリソースがメリットオーダーとは無関係に応動するため、需給調整市場に基づくkWh単価で精算すると効率化が図られない可能性もありうることを踏まえ、需給調整市場に基づくkWh精算を行わず、託送契約におけるインバランスに包含して精算する。

需給調整市場取引規程  
(2023年4月1日実施) 抜粋

#### (調整電力量の算定)

第43条 調整電力量は、30分コマごとに以下のとおり算定する。

3 提供期間の各30分コマにおいて、各リソースは属地エリアの一般送配電事業者が定める「託送供給等約款」における調整電源または調整負荷として扱い、調整電力量の算定対象とする。ただし、以下の各号のいずれかに該当するリソースについては、この限りでない。

(4) 一次調整力のみで約定した場合。ただし、余力活用に関する契約を締結している場合において余力の運用規程における第8条（調整力）第1項(1)から(7)に該当しない場合を除く。

## (4) 需要計画、発電計画、需要抑制計画等各種計画に係る「翌々日計画」の追加

- 2024年度から容量市場の実需給が開始することに伴い、電力広域的運営推進機関の第80回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（2022年12月26日開催）において、広域予備率を基に需給注意報の発出を検討するため、翌々日における広域予備率を算出・公表を実施することが整理されたことに伴い、**需要計画、発電計画、需要抑制計画等各種計画に係る「翌々日計画」について、通知の内容及び期限を追加。**

電力広域的運営推進機関  
第80回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会  
(2022年12月) 資料4抜粋

### 2. (1) 実施方法について

- 2024年度から開始する翌々日計画は、**週間計画を更新する形**で実施することが整理されている。
- 具体的には、BGは需要調達計画、発電販売計画及び需要抑制計画（以下、BG計画）を、一般送配電事業者は供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画（以下、調整電力計画）を**更新期限までに週間計画の当該日の計画を更新（期限までに更新がない場合は、週間計画を翌々日計画として採用）**することとし、広域機関はこれらの更新された計画値を使用して広域予備率を算出し、公表することとする。
- 具体的な運用のイメージ（2024年4月1日（月）分）は下図のとおりとなる。
- なお、**週間計画1週目の土曜日**は、週間計画公表日の木曜日に翌々日計画も公表することとなるため、**週間計画と同一の内容を翌々日計画として公表**する。

<具体的な運用のイメージ（2024年4月1日（月）の翌々日計画公表イメージ）>

日時	週間計画			翌々日計画		
	3/27(水)	3/28(木)		3/30(土)		
	10時	17時頃	18時頃	10時	17時頃	18時頃
内容	BG計画 提出期限	調整電力計画 提出期限	広域予備率等 公表	BG計画 更新期限	調整電力計画 提出期限	広域予備率等 公表

BGが更新
一般送配電事業者が更新

# (5) 系統連系技術要件（約款別冊）の変更

- 電気設備に関する技術基準を定める省令の一部改正（令和4年経済産業省令第51号）によりサイバーセキュリティ対策が追加され、また、電力広域的運営推進機関の第11回グリッドコード検討会（2022年8月5日開催）において、2024年4月から瞬時電圧低下対策に係る連系要件をより具体化することが整理されたことに伴い、**自家用電気工作物へのサイバーセキュリティ対策に係る要件や電圧変動対策等について規定を追加。**

「電気設備に関する技術基準を定める省令」等の一部改正について

令和4年6月  
経済産業省  
電力安全課

電力広域的運営推進機関  
第11回グリッドコード検討会（2022年8月）資料5抜粋

## 1. 改正の背景

電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）においては、一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物の運転を管理する電子計算機に対して、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号。以下「電技省令」という。）に基づき、サイバーセキュリティ（以下「CS」という。）の確保を求めている。一方で、諸外国においては製鉄所等の産業施設へのサイバー攻撃も発生し、大規模な被害が生じており、また、電気保安分野におけるスマート化の進展にあわせて自家用電気工作物においてもCSの確保が重要となっていることから、自家用電気工作物（発電事業の用に供するものを除く。）についても技術基準に基づくCSの確保を義務づけることとするため、電技省令の一部改正等を行う。

また、法第42条第1項において、事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「施行規則」という。）第50条に基づき「保安規程」を定めることとしているが、特定送配電事業の用に供する事業用電気工作物及び自家用電気工作物の設置者についてもCSの確保を求めるとするため、これらの者の定める保安規程については、同条第3項第9号に基づきCSの確保を明記することを求めることとし、施行規則第50条第3項第9号の解釈適用に当たっての考え方（内規）を定める。

## 2. 改正の内容

### (1) 電技省令の一部改正

- ・ CSの確保の拡大（第15条の2）

電気工作物のうち、一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供するものについては、電技省令第15条の2に基づき、CSの確保が義務づけられているが、自家用電気工作物にも対象を拡大し、全ての事業用電気工作物を対象にCSの確保を義務づけることとする。

## 4. 詳細検討資料

### ② 系統連系技術要件の改定案（新旧対照表）

19

現行	改定案
17 電圧変動対策 (3) その他 連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により、他者の電気の使用に影響を及ぼす、もしくは影響を及ぼすおそれがある場合には、その抑制対策を実施していただきます。	17 電圧変動対策 (3) その他 連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により、 <b>系統の電圧が常時電圧から10%を超えて逸脱するおそれがあるときは、その抑制対策を実施すること。</b>

## (6) 損失率の定期変更 (中国電力NW、沖縄電力)

- 損失率について、第40回制度設計専門会合（2019年7月31日開催）において、スマートメーターの設置が完了するまでの間は、過去3年分の実績値の平均値を用いて、約款上の損失率を、毎年変更すると整理がされたことに伴い、**中国電力NW及び沖縄電力の電圧別の損失率を、2019年度から2021年度までの実績の平均値から、2020年度から2022年度までの実績の平均値に変更。**

	中国電力NW		沖縄電力	
	現行	変更後	現行	変更後
特別高圧	2.7%	2.5%	0.6%	0.6%
高圧	4.8%	4.4%	2.5%	2.6%
低圧	8.0%	7.7%	6.0%	6.4%

※ なお、他の8事業者については、既に設置が完了済みまたは完了見込みであり、第65回制度設計専門会合（2021年10月1日開催）において、スマートメーター設置完了以降の年度においては、直近改定値を残りの規制期間に用いることと整理されているため、今回損失率の変更は実施しない。（期中の乖離により発生する変動分については、レベニューキャップ制度上で事後検証を行った上で必要に応じて翌期に調整を実施する。）

# 一般規定の変更内容に係る審査について

- 一般規定の変更内容については、電気事業法第18条第3項各号に照らし、適合していると認められるのではないか。

- (1) 発電側課金の導入に係る規定の追加
- (2) 需要側託送料金における制限・中止時の割引の廃止（2024年度末）
- (3) 一次調整力の機能のみを提供する電源の取り扱い（沖縄電力を除く）
- (4) 需要計画、発電計画、需要抑制計画等各種計画に係る「翌々日計画」の追加
- (5) 系統連系技術要件（約款別冊）の変更
- (6) 損失率の定期変更（中国電力NW、沖縄電力）

## 【事務局案】

1号	料金が第十七条の二第一項の承認を受けた収入の見通しを超えない額の収入をその算定の基礎とするものであること。	－（今回の一般規定の変更内容のうち、本号に基づいて審査すべき事項はない）
2号	第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。	今般の変更認可申請により追加・変更されている規定は、託送供給等を受けることを妨げるような不当に厳しい供給条件を設定するものではないことから、電気の供給を受けようとする者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれはないと認められる。
3号	料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。	今般の変更認可申請により追加されている発電側課金の導入に係る規定は、料金表等において料金率、計算式、参照すべき指標等が定められており、料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていると認められる。
4号	一般送配電事業者及び第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。	今般の変更認可申請により追加されている発電側課金の導入に係る規定、需要計画等各種計画に係る翌々日計画及び系統連携技術要件の変更は、電気の供給を受ける者の責任および電気計器等に関する費用負担について、適正かつ明確に定められていると認められる。
5号	特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。	今般の変更認可申請により追加・変更されている規定は、需要家の電気の使用形態（電圧別や契約別）等に基づき料金等を設定しているが、正当な理由に基づく取扱いであり、特定の者に対して不当な差別的な取扱いをするものではないと認められる。
6号	前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。	今般の変更認可申請により追加・変更されている規定は、公共の利益の増進に支障がないと認められる。

# 1. 一般規定の変更内容

- (1) 発電側課金の導入に係る規定の追加
- (2) 需要側託送料金における制限・中止時の割引の廃止
- (3) 一次調整力の機能のみを提供する電源の取り扱い
- (4) 需要計画、発電計画、需要抑制計画等各種計画に係る「翌々日計画」の追加
- (5) 系統連系技術要件（約款別冊）の変更
- (6) 損失率の定期変更

# 2. 接続検討の検討料、工事費負担金の費用負担

## 2. 接続検討の検討料、工事費負担金の費用負担

- 各一般送配電事業者の託送供給等約款等に記載されている、接続検討の検討料（以下「接続検討料」という。）及び工事費負担金を確認したところ、主な項目ごとの費用負担の方法は以下のとおりであった。
- 接続検討料及び工事費負担金の負担方法が適正かつ明確に定められているか、公共の利益の増進に支障がないかについて検証を行う。

費目	概要	申込者	申込者の負担額
接続検討料	発電者が、系統連系の申込み時に、一般送配電事業者が供給設備を新たに施設又は変更する工事の検討に対して検討料を支払う	発電者	一律20万円＋税/ 1 地点 1 検討
工事費負担金	系統連系にあたって、接続設備を新たに施設または変更する場合の工事費を支払う	発電者	標準設計で施設する場合の工事費
		需要家	工事こう長が架空の場合は1,000メートル（地中の場合は150メートル）を超える場合（※）等に、超過こう長に約款規定単価を乗じて得た金額を負担 ※低圧、高圧の場合。特別高圧の場合は、約款規定単価によって算定した工事費が約款規定額を超えた場合に、超過額を負担

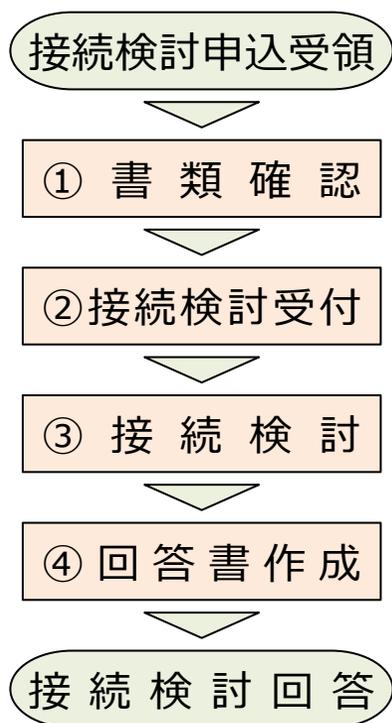
### 審査項目（需要側託送料金）

- 工事に関する費用の負担の方法等について、託送供給等約款により適正かつ明確に定められており、かつ、公共の利益の増進に支障がないことについて確認する（同項第四号、第六号関係）。

## ① 接続検討料の妥当性について

- 接続検討料（20万円＋税）について、各一般送配電事業者を確認したところ、接続検討において最低限必要となる共通の検討内容に係る標準的な業務量（9.0～12.5人日）を基に算定しているとのことであった（次スライド参照）。
- 検討に係る業務量や人件費単価は会社間で多少の差異があるものの、上記の考え方に基づき算定した現在の費用は、20～28万円程度であった。
- なお、上記の費用は最低限必要なものであり、対策工事が大規模になる稀なケースにおいては、業務量が多くなり、高額になることもある。
- 一般送配電事業者を確認したところ、接続検討料は接続検討の申込み時に請求するものであるため、最低限必要な費用として一律20万円＋税としているとのことであった。
- 上記を踏まえると、接続検討料の負担の方法は適正かつ明確に定められており、公共の利益の増進に支障がないといえるのではないかと。

## 【参考】接続検討の業務量の内訳



項目	最低限必要な業務量の目安
①書類確認 ②接続検討受付	0.5～1人日
③接続検討	7.5～11人日
④回答書作成	1～1.5人日

注：各一般送配電事業者を確認したもの。  
業務量の内訳は会社によって異なる

(参考) 接続検討の内容

主な検討項目	検討内容
系統連系工事に係る検討	系統連系に必要な工事（アクセス線、保護装置、通信装置、計量装置など）の工事概要、概算工事費、工事費負担金、所要工期
系統連系希望者に必要な対策に係る検討	電圧変動対策、電力品質対策、系統安定度対策、短絡・地絡故障電流対策などについて、各種ルール（系統連系技術要件ほか）への適合状況確認及び必要な対策の検討→NW側設備で対策が必要な場合は、追加で対策工事に係る検討を実施

## 【参考】接続検討の回答内容

- 接続検討の回答内容は送配電等業務指針に規定されており、一般送配電事業者は、これらを回答するために必要な検討を行う。

(接続検討の回答)

第85条 一般送配電事業者等は、前条第1項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について書面にて回答するとともに必要な説明を行う。

- 一 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する連系可否(連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由)
- 二 系統連系工事の概要(系統連系希望者が希望する場合は設計図書又は工事概要図等)
- 三 概算工事費(内訳を含む。)及び算定根拠
- 四 工事費負担金概算(内訳を含む。)及び算定根拠
- 五 所要工期
- 六 系統連系希望者に必要な対策
- 七 接続検討の前提条件(検討に用いた系統関連データ)
- 八 運用上の制約(制約の根拠を含む。)

## ② - 1. 発電者の工事費負担金の妥当性について

- 発電者が負担する工事費負担金（受電側接続設備の工事費）は、標準設計で施設する場合の工事費を請求すると約款に記載されており、個別案件に応じて費用を計算し請求されている。
- 一方で、負担金算定の業務効率化のため運用上は、低圧や規模の小さい工事の場合には、多くの一般送配電事業者において発電設備のkWに応じてテーブル単価（kW単価）を用いて算定しているとのことであった。
- テーブル単価については、各社のウェブページで公表されており、実際にかかる工事費と乖離しないよう定期的な見直しが行われている。
- 上記を踏まえると、発電者の工事費負担金の負担の方法は適正かつ明確に定められており、公共の利益の増進に支障がないといえるのではないかと。

### <テーブル単価（関西電力送配電）>

【再生可能エネルギー発電設備のkW工事費単価】

工事規模	kW工事費単価
低圧引込線以下工事	920 円× <u>新增設発電出力kW</u> + 23,220 円
低圧本線以下工事	2,240 円× <u>新增設発電出力kW</u> + 52,960 円
変圧器以下工事（低圧本線工事無し）	2,960 円× <u>新增設発電出力kW</u> +144,730 円
変圧器以下工事（低圧本線工事有り）	4,280 円× <u>新增設発電出力kW</u> +174,470 円

(注1) 以下の場合は、従来どおり個別積算にもとづく算定方法により工事費を算定いたします。

- ・工事規模が高圧本線以上の大規模な工事となる場合
- ・地中化工事等、単価に記載のない工事があった場合
- ・計量器の取付や引込線の接続等小規模な工事のみとなる場合

(注2) 発電出力は小数点第一位を切り捨てた値とします。

(注3) 上記単価は消費税等相当額を含みます。消費税相当額は各単価に10/110を乗じたものといたします。

(注4) 今後、消費税および地方消費税の税率変更があった場合についても、同様に単価へ反映させていただく予定です。

(注5) 「低圧本線以下工事」及び「変圧器以下工事」に「低圧引込線工事」が含まれております。

## ②－２．需要家の工事費負担金の妥当性について

- 需要家が負担する工事費負担金（供給側接続設備の工事費）は、約款で規定する規模以上の工事となる場合に請求されるものであり、需要家が負担するケースは工事こう長が長距離になる場合など限定的である。  
※東電PGによると、工事費負担金が発生する申込は限定的なケースであり、さらに、その多くは特例需要場所の設定に関するもので、こう長が長距離にわたる場合などで負担が生じるケースは極めて稀とのこと。
- 約款に規定されている単価は、モデルケースにおける工事費用を基準に設定されており、過大な単価にはなっていないと考えられるため、需要家の工事費負担金の負担の方法は適正かつ明確に定められており、公共の利益の増進に支障がないといえるのではないかと。

### <工事費負担金が発生するケース>

- 低圧・高圧の場合は工事こう長が1,000m（地中の場合150m）を超える場合
  - 特別高圧の場合は、約款の工事費負担金単価によって算定された工事費が、b（5,500円/kW、税込み）を超える場合
- ※ 特例需要場所の場合は、上記によらず、工事費の全額を工事費負担金として請求

( 案 )

20231206電委第2号  
令和5年12月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款の変更の認可に係る意見聴取について（一次回答）

令和5年12月6日付け20231201資第3号により、電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、貴職から当委員会に意見を求められた件について、本件の審査の過程における当委員会の意見として、以下のとおり回答します。

記

意見を求められた申請書類のうち、沖縄電力株式会社の申請書類については、別紙のとおり不備が確認されましたので、補正を行うことが適切であると考えます。

以上

経済産業省

20231201資第3号

令和5年12月6日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款の変更の認可に係る意見聴取について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定により、別添の申請に係る同法第18条第1項の規定に基づく託送供給等約款の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。